日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う

当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して行う、市中流通拠点（市中流通拠点における貨幣の受払要綱３．の市中流通拠点をいう。以下同じ。）における当座勘定の払戻にかかる事務（以下「当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）」という。）について、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則（以下「当座勘定特則」という。）の特則を定めるものとする。

２．当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）については、当座勘定特則第２条から第５条までおよび第１２条の規定は適用しない。

（払戻請求方法）

第２条　市中流通拠点利用先（市中流通拠点における貨幣の受払要綱３．の利用先として日本銀行から承認を受けた先をいう。以下同じ。）は、自己の当座勘定の払戻を市中流通拠点において受ける場合には、日銀ネットにより日本銀行に払戻の請求を行う。

２．市中流通拠点利用先は、前項に規定する払戻の請求にかかる当座勘定の払戻を受ける場合には、小切手を使用しないものとする。

３．市中流通拠点利用先は、第１項に規定する払戻の請求を行う場合には、払戻を受ける日の前営業日に、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

（１）取引実行日

（２）払戻金額

（３）その他日本銀行が定める事項

４．市中流通拠点利用先は、日本銀行が別に定める時刻までは、第１項に規定する払戻の請求を日銀ネットを利用して取消すことができる。

（払戻を行う時期）

第３条　市中流通拠点利用先は、前条に規定する払戻の請求を行った場合には、日本銀行が別に定める時刻までに、市中流通拠点において、自己の当座勘定の払戻を受ける。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第４条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または市中流通拠点利用先にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第５条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）の適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講じることができる。

（利用制限）

第６条　日本銀行は、当座勘定特則第１２条第２項の規定により、市中流通拠点利用先による当座勘定特則第２条の２に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限する場合には、当該市中流通拠点利用先による第２条に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。

（規則の改正）

第７条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）の適切な運用を確保するため、必要ある場合は、この規則を改正することができる。